

札環対第1838号

平成30年(2018年)2月9日

各局(区)庶務担当部長 様

環)環境管理担当部長

建築物等の解体等工事における石綿(アスベスト)飛散防止対策の徹底 について(依頼)

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)では、建築物等の解体等工事において、石綿使用の有無についての事前調査や、当該結果等の掲示、特定建築材料(吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材)が使用されている場合の作業の実施の届出等について規定しております。

今般、環境省水・大気環境局大気環境課長から別添のとおり通知があり、事前調査で石綿含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案及びその原因についての情報提供がなされました。

つきましては、市有施設の解体等工事における同様の事案の発生を防止するため、下記について御留意いただき、石綿(アスベスト)飛散防止対策の徹底に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 建築物等の解体等工事における留意事項

(1) 発注部局による受注者への情報提供について

事前調査においては、発注部局等の有する情報が特定建築材料の見落としを防ぐ上で重要となることから、次の点に留意すること。

- ・発注部局は、受注者に対して設計図書や過去の改修記録、石綿使用有無の調査結果等を適切に情報提供すること。
- ・情報提供にあたっては札幌市市有施設アスベスト管理台帳等の情報も積極的に活用すること。
- ・平成18年以前の調査においては石綿の重量が1%を超えない建築材料について「石綿なし」とされている可能性があり、また、平成20年以前の調査においては、クリソタイト、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿(アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライト)についての分析が行われていないおそれもあることから、過去の調査結果を活用する場合には、調査の時期や方法、対象としたアスベストの種類、調査を行った範囲等についても併せて情報提供すること。

(2) 法令順守の徹底について

発注部局は、大気汚染防止法等の関係法令に基づく届出、作業基準の適用等について事前に十分確認するとともに、受注者に対しても関係法令の順守を徹底させること。

また、届出の要否、作業基準の適用等について疑義が生じた場合は、環境対策課あて速やかに相談すること。

(3) 適切な事前調査の実施について

事前調査不足により、施工途中で新たな特定建築材料の存在を確認した場合には、施工計画の変更等が必要となり、結果として工事が遅延する可能性もあることから、次の点に留意すること。

- ・事前調査については、石綿に関して一定の知見を有し、的確な判断ができる専門家に実施させること。
- ・設計図書や過去の調査結果等の情報だけではなく、石綿含有建材の見落としがないよう、必ず目視調査を行わせるとともに、必要に応じて分析を行わせること。

(4) 情報共有について

石綿に関する情報が共有されない場合、現場作業員に石綿含有建材の使用箇所及びその施工方法等が伝わらず、結果として無届工事や作業基準違反に該当する事案が発生する可能性もあることから、工事関係者（発注部局、受注者（下請業者を含む））間で適切に情報共有を行うこと。

また、発注部局と施設管理部局が異なる工事や工区が複数に分かれるような大規模工事にあつては、相対的に工事関係者の数が増えることから、特に情報共有を徹底すること。

(5) 事案発生時の対応について

解体等工事において、次に示すような事案が発生した場合には、環境対策課及び発注部局あて直ちに報告するよう受注者（下請業者を含む）に周知すること。

- ・解体等工事中に事前調査で把握していない特定建築材料を発見した場合（その場合、報告と併せて受注者による速やかな飛散防止措置が必要）
- ・作業中及び作業後の大気濃度測定の結果、石綿繊維数濃度（又は総繊維数濃度）が 1本/L を超えた場合

なお、上記事案発生時には、所管の労働基準監督署にも相談すること。

- ・札幌**中央**労働基準監督署安全衛生課（電話 737-1190）

管轄区域：中央区・北区・南区・西区・手稲区

- ・札幌**東**労働基準監督署安全衛生課（電話 894-1120）

管轄区域：東区・白石区・厚別区・豊平区・清田区

2 札幌市市有施設アスベスト管理台帳について

所管施設の解体等工事が終了した場合は、施設管理部局において札幌市市有施設アスベスト管理台帳の情報を更新すること。

なお、施設管理部局は、石綿含有建材の使用について日常的に把握するとともに、「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」に基づく点検を行い、点検結果を踏まえて適宜台帳を更新すること。

3 添付資料

- (1) 環境省通知「事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案等について」（平成29年11月20日、環水大大発第1711201号、環境省水・大気環境局大気環境課長通知）
- (2) 別紙1
- (3) 別紙1（参考添付）
- (4) 別紙2

【担当】 環）環境都市推進部環境対策課
（通知に関すること） 溝口、金盛
（台帳に関すること） 渡邊(隆)、道
TEL：211-2882 FAX：218-5108